

調査に当たっては、少年の情操面に配慮するとともに、関係者の秘密が守られるように、十分注意が払われています。



心理テスト（模擬）
1.家庭裁判所調査官 2.少年

家庭裁判所は、少年の処分を適切に決めるためにその心身の状況を更に詳しく調べた方が良く考えた場合等には、少年を科学的な検査、鑑別の設備がある少年鑑別所に収容することがあります。

少年を少年鑑別所に収容しておくことのできる期間は、通常は最大4週間ですが、一定の事件で証拠調べが必要な場合には最大8週間まで延長されることがあります。

家庭裁判所調査官は、調査の結果を取りまとめて報告書を作成し、その他関係機関に照会した結果等の関係書類とともに裁判官に提出します。

審判の手続

裁判官は調査の結果に基づいて、その少年につき審判を開く必要があるかどうかを決めます。事実上争いがなく、かつ、事案が軽微、再非行の可能性が低いなどの理由から、調査のときに行った教育的働き掛けで十分であり、審判を開いて指導を行う必要がないと判断される場合には、「審判不開始決定」を行って手続を終了させることもあります。

審判には、呼出しを受けた少年と保護者が出席するほか、付添人（多くは弁護士）、学校の先生、雇主、保護司等が出席することもあります。また、非行事実の存否が争われる一定の重大な事件においては、家庭裁判所の判断で検察官を出席させることもあります。しかし、刑事裁判のように公開の手続ではありませんので、一般の人の傍聴は認められていません。

審判は、懇切を旨として、和やかに行われるとともに、非行のある少年に対し、自己の非行について内省を促すため、厳しさもある雰囲気で行われています。

なお、調査や審判では、少年に対して反省を促し、再非行を防止するための指導を行うほか、保護者に対しても、養育責任の自覚を促すなど、少年の更生のために必要な助言や指導を行う場合があります。

処分の決定

裁判官は、調査や審判の結果に基づいて少年の処分を決定します。その種類としては、まず、保護観察官や保護司が少年に対して指導監督や補導援護を行う保護観察、少年をしばらく一定の施設に収容し、少年が健全な物事の見え方や規則正しい生活習慣を身に付けることができるように指導を行う少年院送致や児童自立支援施設送致などの保護処分があります。

保護処分にするまでの必要がない場合には、少年が非行を反省し、これを繰り返すことのないように裁判官が訓戒などの指導を与えた上で不処分にすることもあります。

また、一定の罪を犯した14歳以上の少年について、その非行歴、心身の成熟度、性格、事件の内容等から刑事裁判によって処罰するのが相当であると判断される場合には、事件を検察官に送致することもあります。さらに、16歳以上の少年が殺人等の重罪を犯した場合には、原則として事件を検察官に送致しなければならないとされています。これらの場合、検察官は、一定の例外を除いて、少年を地方裁判所又は簡易裁判所に起訴しなければならないことになっています。



少年審判（模擬）

- 1.裁判官
- 2.裁判所書記官
- 3.家庭裁判所調査官
- 4.裁判所事務官
- 5.少年
- 6.保護者
- 7.付添人

以上のような最終的な処分のほかに、中間的な処分として試験観察という措置がとられることもあります。

これは、家庭裁判所調査官が、少年を家庭においたまま、あるいは適当な施設や個人に預けるなどしながらその行動を観察し、適切な助言や指導を行いつつ、どのような処分が適切であるかを見極めようとするものです。

この場合には、試験観察の結果をみてから前に述べたような最終的な処分が行われることになります。

被害者の方のための制度

家庭裁判所で取り扱う少年事件においては、被害者の方への配慮も欠かせません。少年審判では、被害者の方への配慮を充実させるため、事件記録の閲覧・コピー、意見陳述、審判結果等の通知及び審判期日における審判の状況の説明の制度が導入されています。また、一定の重大な事件の被害者の方には、審判の傍聴が認められる場合があります。

これらの制度を利用するには、いずれも被害者の方からの申出が必要になります。申出書は、家庭裁判所の窓口へ備え付けてあります。

なお、被害者の方の声を調査、審判に反映させるため、被害の実情やお気持ちについて書面や電話で、あるいは家庭裁判所調査官が直接会ってお話をうかがうことがあります。



「温もり」 和泉正敏 作

高松家庭裁判所玄関ホール

裁判所ウェブサイト
<http://www.courts.go.jp/>